

理事会運営規則

制定 平成 21 年 9 月 8 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 39 条に基づき、理事会の運営に関し必要な事項について定める。

(理事会の種類)

第 2 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に 6 月及び翌年 3 月の年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

一 理事長が必要と認めたとき。

二 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

三 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 197 条において準用する同法第 101 条第 2 項及び第 3 項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

第 2 章 理事会の招集

(招集者)

第 3 条 理事会は理事長が招集する。ただし、第 2 条第 3 項第三号により理事が招集する場合及び同条第 3 項第四号後段により監事が招集する場合を除く。

2 第 2 条第 3 項第三号による場合は、理事が、同条第 3 項第四号後段による場合は、監事が招集する。

3 理事長は、第 2 条第 3 項第二号又は同条第 3 項第四号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第 4 条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事長不在時の理事会の議長)

第5条 理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事会の決議方法)

第6条 理事会の決議において、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録の配布)

第8条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(決議事項)

第9条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 業務執行の決定
- 二 代表理事の選定及び解職
- 三 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- 四 重要な財産の処分及び譲受け
- 五 多額の借財
- 六 重要な使用人の選任及び解任
- 七 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- 八 定款第28条に規定する理事の取引の承認
- 九 事業計画書及び収支予算書等の承認
- 十 事業報告、計算書類及びこれらに係る附属明細書の承認
- 十一 運営委員会に委任する事項の決定
- 十二 運営委員会の委員の選任及び解任
- 十三 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 十四 前各号のほか、法令及び定款に定めのある事項
- 十五 その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第10条 定款第28条の重要な事実は、次の事項とし、これらを明示して理事会の承認を

得るものとする。

一 取引をする理由

二 取引の内容

三 取引の相手方・金額・時期・場所

四 取引が正当であることを示す参考資料

五 その他必要事項

2 前項の規定による承認を得た後に、前項各号の事項について変更がある場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

第5章 運 営

(運営)

第11条 理事会の運営は、事務局長を責任者として事務局が行う。

第6章 雑 則

(改廃)

第12条 この規則の改廃は規則等管理規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成21年9月9日から施行する。